

A Study on “Dietary Education” : From a
Nursery Child Care Guidelines

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 近藤, 清華, KONDO, Sayaka メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1207

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



「食育」に関する一考察

— 保育所保育指針から —

近 藤 清 華

はじめに

2005（平成 17）年 6 月に「食育基本法」が公布され、「食育」という言葉は、教育機関のみならず広く用いられるようになった。学校教育の中で、食に関する学びは、小学校高学年より学ぶ「家庭科」の授業において継続的に行われてきたが、「食育基本法」が公布されて以降、「食育」という言葉は、家庭科の枠を超えて、保育・教育の場で欠かすことのできないキーワードとなった。

2017（平成 29）年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時に、改訂・改定された。ここから、保育、教育のねらいや内容をできるだけ同一のものにするという動きがあり、保育、教育の連携が望まれていることが分かる。その中で、「保育所保育指針」に示された「食育」の内容を整理するとともに、継続的に「食育」を学ぶために必要な、各学校段階の連携について、現状を整理することが重要であると考え。本研究は、まず、「保育所保育指針」における食育の位置づけを 2008（平成 20）年改定保育所保育指針と 2017（平成 29）年改定保育所保育指針の「食育」に関する内容を比較することにより、今求められている「食育」について整理することを目的とする。

I. 保育所保育指針の改定の内容

保育所保育指針の変遷は、1965（昭和 40）年に策定され、1990（平成 2）年、1999（平成 11）年と 2 回の改定を経たのち、2008（平成 20）年度の改定に際して告示化された。その後、子どもの健やかな成長を支援していくため、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げた「子ども・子育て支援新制度」ができた。この制度は、2012（平成 24）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連

3法に基づく制度として、2015（平成27）年4月から施行され、さらに、0歳児から2歳児中心とした保育所利用児童が増加した等、保育をめぐる状況は大きく変化している。このような状況の下で、社会保障審議会児童部会保育専門委員会が2016（平成28）年12月21日に、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要」として、2008（平成20）年告示の保育所保育指針から下記のような社会情勢を踏まえ改定について検討した。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加等

さらに、今回の2017（平成29）年改定保育所保育指針の基本的方向を5つにまとめている。

- (1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- (2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- (3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全についての記載の見直し
- (4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育ての支援の必要性
- (5) 職員の資質・専門性の向上

「食育」に関するところでは、(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全についての記載の見直しであり、食育の推進や安全な保育環境の確保等を中心に記載内容を見直し、更なる充実を図る方向で記述された。

表1「保育所保育指針 新旧対照表」では2008（平成20）年改定保育所保育指針と2017（平成29）年改定保育所保育指針の章立てを示した。

今回の2017（平成29）年改定では章立てが変更されている。

2008（平成20）年改定保育所保育指針「第2章 子どもの発達」が、2017（平成29）年改定保育所保育指針では章立てがなくなっている。平成20年改定保育所保育指針「第2章 子どもの発達」,「第3章 保育の内容」が、2017（平成29）年改定保育所保育指針では「第2章 保育の内容」に含められている内容となっている。2017（平成29）年改定保育所保育指針では、1歳未満の乳児保育、1～3歳未満児の保育、3歳以上の保育の3つの分類の仕方をしており、それぞれの発達の特徴、ねらい及び内容、保育の実施に関わる配慮事項を示している。

さらに、2008（平成20）年改定保育所保育指針の「第4章 保育の計画及び評価」は、2018

表1 保育所保育指針 新旧対照表

平成 29 年厚生労働省告示第 117 号 公示 平成 30 年 4 月 1 日より施行	平成 20 年厚生労働省告示第 141 号 公示 平成 21 年 4 月 1 日より施行
<p>第1章 総則</p> <p>1 保育所保育に関する基本則</p> <p>(1) 保育所の役割</p> <p>(2) 保育の目標</p> <p>(3) 保育の方法</p> <p>(4) 保育の環境</p> <p>(5) 保育所の社会的責任</p> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>(1) 養護の理念</p> <p>(2) 養護に関わるねらい及び内容</p> <p>ア 生命の保持</p> <p>イ 情緒の安定</p> <p>3 保育の計画及び評価</p> <p>(1) 全体的な計画の作成</p> <p>(2) 指導計画の作成</p> <p>(3) 指導計画の展開</p> <p>(4) 保育内容等の評価</p> <p>(5) 評価を踏まえた計画の改善</p> <p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>(1) 育みたい資質・能力</p> <p>(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>第2章 保育の内容</p> <p>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 身体的発達に関する視点 「健やかに伸び伸びと育つ」</p> <p>イ 社会的発達に関する視点 「身近な人と気持ちを通じ合う」</p> <p>ウ 精神的発達に関する視点 「身近なものに関わり感性が育つ」</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <p>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 心身の健康に関する領域「健康」</p> <p>イ 人との関わりに関する領域「人間関係」</p> <p>ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」</p> <p>エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」</p> <p>オ 感性と表現に関する領域「表現」</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <p>3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容・</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 心身の健康に関する領域「健康」</p> <p>イ 人との関わりに関する領域「人間関係」</p> <p>ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」</p> <p>エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」</p> <p>オ 感性と表現に関する領域「表現」</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <p>4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>(1) 保育全般に関わる配慮事項</p> <p>(2) 小学校との連携</p> <p>(3) 家庭及び地域社会との連携</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. 趣旨</p> <p>2. 保育所の役割</p> <p>(1) 保育所保育の目的</p> <p>(2) 保育所の特性</p> <p>(3) 子育て支援</p> <p>(4) 保育士の専門性</p> <p>3. 保育の原理</p> <p>(1) 保育の目標</p> <p>(2) 保育の方法</p> <p>(3) 保育の環境</p> <p>4. 保育所の社会的責任</p> <p>(1) 子どもの人権の尊重</p> <p>(2) 地域交流と説明責任</p> <p>(3) 個人情報保護と苦情解決</p> <p>第2章 子どもの発達</p> <p>1. 乳幼児期の発達の特性</p> <p>(1) 人への信頼感が育つ</p> <p>(2) 環境への関わり</p> <p>(3) 子ども同士の関わり</p> <p>(4) 発達の個人差</p> <p>(5) 遊びを通して育つ</p> <p>(6) 生きる力の基礎を培う</p> <p>2. 発達過程</p> <p>(1) おおむね6か月未満</p> <p>(2) おおむね6か月から1歳3か月未満</p> <p>(3) おおむね1歳3か月から2歳未満</p> <p>(4) おおむね2歳</p> <p>(5) おおむね3歳</p> <p>(6) おおむね4歳</p> <p>(7) おおむね5歳</p> <p>(8) おおむね6歳</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>1. 保育のねらい及び内容</p> <p>(1) 養護に関わるねらい及び内容</p> <p>ア 生命の保持</p> <p>イ 情緒の安定</p> <p>(2) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>ア 健康</p> <p>イ 人間関係</p> <p>ウ 環境</p> <p>エ 言葉</p> <p>オ 表現</p> <p>2. 保育の実施上の配慮事項</p> <p>(1) 保育に関わる全般的な配慮事項</p> <p>(2) 乳児保育に関わる配慮事項</p> <p>(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項</p> <p>(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>第4章 保育の計画及び評価</p> <p>1. 保育の計画</p> <p>(1) 保育課程</p> <p>(2) 指導計画</p>

第3章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

- (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
- (2) 健康増進
- (3) 疾病等への対応

2 食育の推進

- (1) 保育所の特性を生かした食育
- (2) 食育の環境の整備等

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 環境及び衛生管理

4 災害への備え

- (1) 施設・設備等の安全確保

第4章 子育て支援

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

- (1) 保育所の特性を生かした子育て支援
- (2) 子育て支援に関して留意すべき事項

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

- (1) 保護者との相互理解
- (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援
- (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

3 地域の保護者等に対する子育て支援

- (1) 地域に開かれた子育て支援
- (2) 地域の関係機関等との連携

第5章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

- (1) 保育所職員に求められる専門性
- (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

2 施設長の責務

- (1) 施設長の責務と専門性の向上
- (2) 職員の研修機会の確保等

3 職員の研修等

- (1) 職場における研修
- (2) 外部研修の活用

4 研修の実施体制等

- (1) 体系的な研修計画の作成
- (2) 組織内での研修成果の活用
- (3) 研修の実施に関する留意事項

- (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

2 保育の内容の自己評価

- (1) 保育士等の自己評価
- (2) 保育所の自己評価

第5章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

- (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
- (2) 健康増進
- (3) 疾病等への対応

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 環境及び衛生管理
- (2) 事故防止及び安全対策

3. 食育の推進

- (1) 食育の基本
- (2) 食育の計画
- (3) 食育のための環境
- (4) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応

4. 健康及び安全の実施体制等

- (1) 施設長の責務と組織的な取組
- (2) 職員間の連携の重要性
- (3) 家庭との連携
- (4) 専門機関・地域との連携

第6章 保護者に対する支援

1. 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの善の利益
- (2) 保護者との共感
- (3) 保育所の特性を生かした支援
- (4) 保護者の養育力向上への寄与
- (5) 相談・助言におけるソーシャルワークの機能
- (6) プライバシーの保護及び秘密保持
- (7) 地域の関係機関との連携・協力

2. 保育所に入所している子どもの保護者への支援

- (1) 子どもの保育と密接に関連した保護者支援
- (2) 保護者との相互理解
- (3) 保護者の仕事と子育ての両立等への支援
- (4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援
- (5) 保護者に対する個別支援
- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

3. 地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援の内容
- (2) 地域子育て支援における地域との連携
- (3) 地域における関係づくり及び問題発生予防と早期対応

第7章 職員の資質向上

1. 職員の資質向上に関する基本的事項

- (1) 保育所職員に求められる専門性と人間性
- (2) 職員の共通理解と協働性
- (3) 喜びや意欲を持って取り組むために

2. 施設長の責務

- (1) 施設長の責務とその専門性の向上
- (2) 職員の自己評価と保育所の自己評価との連動による保育の改善
- (3) 研修体制の確立と自己研鑽への援助・助言

3. 職員の研修等

- (1) 専門性を高める研修
- (2) 学びあいの環境づくりと保育所の活性化

(平成 29) 年改定保育所保育指針においては「第 1 章 総則 3 保育の計画及び評価」に記載を変更しており、「第 1 章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 (1)育みたい資質・能力 (2)幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに加えられた。

(1) 育みたい資質・能力とは、「ア. 知識及び技能の基礎」、「イ. 思考力, 判断力, 表現力等の基礎」、「ウ. 学びに向かう力, 人間性等」としている。これは、2017 (平成 29) 年に、小学校, 中学校及び特別支援学校 (小学部・中学部) の学習指導要領の改定が行われ、育てたい力「①知識及び技能」「②思考力, 判断力, 表現力等」、「③学びに向かう力, 人間性等」の 3 つの柱と連携している。

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿としては、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形, 標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の 10 項目を挙げている。これらは、中央教育審議会答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」(2016 (平成 28) 年 12 月 21 日) の中の「社会に開かれた教育課程」に示されたものを 5 領域 (健康・人間関係・環境・言葉・表現) のねらい及び内容に基づいて整理したものである。このことから、保育, 教育において育てたい力が一貫していることが分かる。

2008 (平成 20) 年改定保育所保育指針「第 3 章 健康及び安全」が、2017 (平成 29) 年改定保育所保育指針では「第 5 章 健康及び安全」となり、名称そのものは変わっていない。このことから、健康や安全に関する内容は、保育内容において重要であることが分かる。

2008 (平成 20) 年改定保育所保育指針「第 6 章 保護者に対する支援」が、2017 (平成 29) 年改定保育所保育指針では「第 4 章 子育て支援」に表記を変更しており、保護者に対する支援と地域の保護者に対する子育て支援について内容が整理された。さらに、保護者の積極的な保育参加の意義が強調された。

2008 (平成 20) 年改定保育所保育指針と 2017 (平成 29) 年改定保育所保育指針では、章立ては七章から五章に少なくなっているが、内容が削減されていることはなく、整理・充実されたことが分かる。

II. 保育所保育指針における「食育」の変遷

「保育所保育指針」は、「保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関する運営に関する事項について定められたものである。」¹⁾ としている。

さらに、「全国の保育所においては、この保育所保育指針に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して、保育を実施する²⁾とある。保育所保育指針に示されている内容の特に「食育」に関わるところは、子どもの健康及び安全に含まれている。

保育所保育指針において、「食育」というキーワードが登場したのは、「食育基本法」が公布された2008（平成20）年度以降の保育所保育指針である。

2017（平成29）年度食育白書（2018（平成30）年5月29日農林水産省公表）では、学校における食に関する指導の内容の充実として、「食に関する指導は、学校の教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を行う。」としている。

2017（平成29）年には、小学校、中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）の学習指導要領の改訂が行われ、引き続き総則において「学校における食育の推進」が明確に位置付けられた。すなわち、食育白書において示されていることは、食に関する指導を食育とし、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校の全ての教育機関において、教育内容に位置づけられ、教育全体としての取り組みが不可欠であるといえる。

そこで、2008（平成20）年改定保育所保育指針に示されている「食育」の内容と、2017（平成29）年改定保育所保育指針に示している「食育」に関する内容を比較することにより、現在、求められている「食育」の内容を整理し、全ての教育機関において、今後、どのような連携が考えられるのかについて基礎的知見を得たい。

Ⅲ. 保育所保育指針に示される「食育の推進」の内容の比較

2008（平成20）年改定保育所保育指針「第5章 健康及び安全 3. 食育の推進」に示されている内容と、2017（平成29）年改定保育所保育指針「第3章 健康及び安全 2. 食育の推進」に示されている内容を比較、整理する。

a. 「保育所の特性を生かした食育」に関する内容（表2）

保育所の特性を生かした食育として、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、各保育所において創意工夫のもと食育を推進していくことが求められている。2008（平成20）年改定保育所保育指針と、2017（平成29）年保育所保育指針における記載内容に変更はなかった。

表2 「保育所の特性を生かした食育」に関する新旧対照表

平成 29 年厚生労働省告示第 117 号 公示 平成 30 年 4 月 1 日より施行	平成 20 年厚生労働省告示第 141 号 公示 平成 21 年 4 月 1 日より施行
<p>2 食育の推進 (1) 保育所の特性を生かした食育</p> <div data-bbox="189 392 669 484" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。</p> </div> <p>食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のために重要である。食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）を踏まえ、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育所においても、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められる。</p> <p>各保育所は、保育の内容の一環として食育を位置付け、施設長の責任の下、保育士、調理員、栄養士、看護師等の職員が協力し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うために、各保育所において創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められる。</p> <p>また、子どもの保護者も、食への理解を深め、食事をつくることや子どもと一緒に食べることに喜びをもつことができるよう、調理員や栄養士がいたり、調理が可能な設備を有していたりするなどの環境を活用し、食に関する相談・助言や体験の機会を設けることが望まれる。</p>	<p>3. 食育の推進</p> <div data-bbox="706 392 1186 484" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。</p> </div> <p>子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」はたいへん重要です。乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育所では食に関する取組を積極的に進めていくことが求められています。</p> <p>「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）を踏まえ、「保育所における食育に関する指針」（平成 16 年 3 月 29 日雇児発第 03290015 号）を参考に、保育の内容の一環として食育を位置付けます。そして、施設長の責任のもと、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員が協力し、各保育所の創意工夫のもとに食育を推進していくことが求められます。</p> <p>また、子どもの保護者についても、食への理解が深まり、食事をつくること、子どもと一緒に食べることに喜びが持てるよう、調理室などの環境を活用し、食生活に関する相談・助言や体験の機会をつくることが望まれます。</p>

b. 「食育の基本」に関する内容（表 3）

食育の基本として、保育所で取り組むべき内容が書かれている。食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うこと、そのために、子どもが生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねることの重要性が述べられ、食を楽しむことができる子どもに成長していくことが期待されている。2008（平成 20）年改定保育所保育指針と、2017（平成 29）年保育所保育指針の記載内容はおおむね変更はないが、2008（平成 20）年改定保育所保育指針より削除されている内容は、コラムとして示された「食育の 5 項目」1)「食と健康」、2)「食と人間関係」、3)「食と文化」、4)「命の育ちと食」、5)「料理と食」の内容である。これらは、食育基本法が施行されて 10 年が経過し、特出すべき内容ではなく、広く周知されたためだと思われる。

表3 「食育の基本」に関する新旧対照表

平成 29 年厚生労働省告示第 117 号 公示 平成 30 年 4 月 1 日より施行	平成 20 年厚生労働省告示第 141 号 公示 平成 21 年 4 月 1 日より施行
<p>2 食育の推進 (1) 保育所の特性を生かした食育</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> </div> <p>保育所における食育は、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために、日々の保育の中で、生活と遊びを通して、子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことを重視して取り組む。</p> <p>食育の実施に当たっては、地域の特性や保育所の状況等を踏まえて、家庭や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、創意工夫して進めることが求められる。</p> <p><u>食べることを楽しみ、保育士等や仲間などと食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを目指し、保育においては、子どもの育ちを踏まえた食に関する様々な体験が、相互に関連をもちながら総合的に展開できるようにする。</u></p> <p>食育に関連する事項は、第 1 章、第 2 章、第 4 章に関することから、これらの内容を踏まえ、各保育所で計画的に食育に取り組むことが重要である。</p>	<p>(1) 食育の基本</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> </div> <p>①食育の目標 保育所における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものです。食育の実施に当たっては、家庭や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、共に進めることが求められます。</p> <p>②食育の内容 <u>「保育所における食育に関する指針」が示す食育の 5 項目を参考に、保育の内容に食育の視点を盛り込むよう努めることが必要です。食に関する体験がこれらの項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるように援助します。</u></p> <p>食育に関連する事項は、第 3 章（保育の内容）及び第 4 章（保育の計画及び評価）に深く関わります。特に、保育の養護的側面（生命の保持・情緒の安定）と教育的側面（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の内容に、食育の視点が盛り込まれています。これらの内容を踏まえ、各保育所で計画的に食育に取り組むことが必要です。</p> <p>コラム：◎「食育の 5 項目」 <u>「保育所における食育に関する指針」では食と子どもの発達の観点から食育の 5 項目を以下のように設けています。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「食と健康」：健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活をつくり出す力を養う 2) 「食と人間関係」：食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養う 3) 「食と文化」：食を通じて、人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、つくり出す力を養う 4) 「いのちの育ちと食」：食を通じて、自らも含めたすべてのいのちを大切にすることを養う 5) 「料理と食」：食を通じて、素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに関心を持つ力を養う

c. 「食育の計画」に関する内容（表 4）

食育の計画と作成に関しては、2008（平成 20）年改定保育所保育指針では、2004（平成 16）年に厚生労働省が「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～食を通じた子どもの

表4 「食育の計画」に関する新旧対照表

平成 29 年厚生労働省告示第 117 号 公示 平成 30 年 4 月 1 日より施行	平成 20 年厚生労働省告示第 141 号 公示 平成 21 年 4 月 1 日より施行
<p>2 食育の推進 (1) 保育所の特性を生かした食育</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> </div> <p>【食育計画の作成と評価】 全体的な計画に基づいた食育計画は、資料（328 頁の※）等を参照し、指導計画とも関連付けながら、子どもの日々の主体的な生活や遊びの中で食育が展開されていくよう作成する。 保育所での食事の提供も食育の一部として食育計画に含める。また、食育計画が柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにするのが大切である。 さらに、食育計画を踏まえた保育実践の経過やそこの子どもの姿を記録し、評価を行う。その結果に基づいて取組の内容を改善し、次の計画や実践へとつなげていく。 食事内容を含め、こうした食育の取組を、保護者や地域に向けて発信することも大切である。 <u>栄養士が配置されている場合は、その専門性を十分に発揮し、積極的に食育計画の策定や食育の取組の実践等に関わることが期待される。</u></p> <p>【食事の提供に関する留意点】 日々の食事の提供に当たっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画を作成することが大切である。 その際、入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにする。さらに、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する必要がある。 また、授乳及び離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることのできるよう、家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じ、時間、調理方法、量などを決める必要がある。母乳による育児を希望する保護者のために、衛生面に配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応することが望ましい。 さらに、安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定時や保管時、調理後の温度管理の徹底など安全性と衛生に配慮する。食事の内容を工夫したり、行事において食育に関する取組を行ったりするなど、子どもが地域の様々な食文化等に関心をもつことができるようにすることも大切である。子どもの喫食状況などを随時把握して、食育計画に基づく保育の実践を全職員で評価し、食事が子どもにとっておいしく魅力的なものであるよう、その質の改善に努めることが求められる。</p>	<p>(2) 食育の計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。</p> </div> <p>①計画の作成と評価 「食育の計画」の作成に当たっては、平成 19 年 11 月に取りまとめられた「<u>保育所における食育の計画づくりガイド</u>」を参考に、次の点に留意し、子どもが主体的に食育の取組に参画できるよう計画していきます。 ○保育所における全体的な計画である「保育課程」と具体的な計画として作成される「指導計画」の中に位置付ける。 ○保育所での食事の提供は食育の一部であることから、食事の提供を含む食育の計画とする。 ○作成に当たっては柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにする。 ○食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、その経過や結果を記録し、実践を評価することを通して、次の実践に向けて改善するよう努める。 ○食事内容を含めて食育の取組を保護者や地域に向けて発信し、食育の計画・実施を評価し、次の計画へとつなげる。</p> <p>②食事の提供の留意点 日々の食事提供に当たっては、子どもの状態に応じて摂取法や摂取量などを考慮します。特に次の点に留意し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画することが望まれます。 ○入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように留意する。また、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する。 ○授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることのできるよう家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じて時間、調理方法、量などを決める。母乳育児を希望する保護者のために、衛生面に配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応する。 ○安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定や保管時、調理後の温度管理の徹底など衛生面に配慮する。 ○地域の様々な食文化等に関心を持つことができるよう、食事内容や行事等の内容にも配慮する。 ○子どもの喫食状況の実態などを随時把握し、計画・実践過程を全職員で評価し、給食が子どもにとって美味しく魅力的なものであるよう食事の質の改善に努める。</p>

健全育成（—いわゆる「食育」の視点から—）のあり方に関する検討会」の報告書を取りまとめ、乳児期から思春期にかけての食育のねらいを定め、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員がその有する専門性を活かしながら、共に食育計画を進めることが重要であるとした。これをもとに2017（平成29）年改定保育所保育指針では、食育の計画に関して、簡潔にまとめられており、「栄養士が配置されている場合は、その専門性を十分に発揮し、積極的に食育計画の作成や食育の取組の実践等にかかわることが期待される。」が新たに明記された。これは、保育所における食育計画をより充実させるため、栄養士の専門性の活用が求められていることが分かる。

食事の提供に関する留意点に関しては、子どもの状態に応じた対応ができるよう示されている。摂取方法や摂取量の考慮から、食べることを楽しむことができる食育計画の作成、入所前の生育歴や入所後の記録などから、健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況を把握し、咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮することが示されている。また、授乳及び離乳期における、食べる意欲の基礎作りの重要性、母乳育児の推進等、安全で安心できる食事の提供が大切であることが示されており、2008（平成20）年改定保育所保育指針から、内容の変更はほぼないが、食に対する意欲を高めるために、乳幼児期からの食への対応は言うまでもなく重要であり、栄養を考慮した献立作りや調理のみならず、食事を提供する保育士と栄養士を含めた職員との連携が重要であることが分かる。

d. 「食育の環境整備」に関する内容（表5）

食育の環境整備としては、子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育成することは変わらない。そこに2017（平成29）年改定保育所保育指針では、食の循環・環境への意識という文言が加えられた。これは、様々な体験を通して生産から消費までの一連の食の循環や、食べ物を無駄にしないことについての配慮などに意識が持てるような取り組みを保育に取り入れることの重要性が明記された。その他、命の大切さや、食事をするときの環境設定、情緒の安定のためのゆとりある食事時間の確保等、変更点がない。2017（平成29）年改定保育所保育指針では、2008（平成20）年改定保育所保育指針の改定を基本にし、環境に関する内容が明記され、生産から消費までを意識することが強調されている。また、食事に向け食欲がわくように、保育所における一日の活動バランスの配慮の重要性も記された。子どもの一日の生活の中での食育の位置づけの重要性、さらに、環境を配慮した行動ができるような基礎作りが乳幼児期からますます必要になっていると言える。

さらに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、「市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が

表5 「食育の環境整備」に関する新旧対照表

平成 29 年厚生労働省告示第 117 号 公示 平成 30 年 4 月 1 日より施行	平成 20 年厚生労働省告示第 141 号 公示 平成 21 年 4 月 1 日より施行
<p>(2) 食育の環境の整備等</p> <p>ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>自然の恵みとしての食材について、様々な体験を通して意識し、<u>生産から消費までの一連の食の循環や、食べ物を無駄にしないことについての配慮などに意識をもてるよう、様々な食材に触れる機会を計画的に保育に取り入れていくことが重要である。</u>例えば、野菜などの栽培や収穫を通して、食べ物が土や雨、太陽の光などによって育つことに気付いていくことや、毎日運ばれてくる野菜や果物、肉や魚などの食材を日々の生活の中で目にしたり、触れたりする機会などを通して、子どもは自らの感覚で食材や食の環境を意識するようになる。また、育てた食材で調理活動を行うことや調理過程の一部を手伝うこと等の体験を通して、調理室における調理の様子をうかがい知ったり、調理員等と一緒に食べたりする経験などを通じて、食材や調理する人への感謝の気持ち、生命を大切にすることを育まれていく。</p> <p>保育において、こうした体験を、友達、保育士、調理員、栄養士、保護者、地域の人々など、様々な人との関わりを通じて行えるよう工夫することが大切である。また、<u>食事に向けて食欲がわくように、保育所における一日の活動のバランスに配慮していくことも重要である。</u>さらに、情緒の安定のためにも、ゆとりある食事の時間を確保し、食事をする部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル、椅子、食器、スプーンや箸など食具等、環境の構成に配慮することが大切である。このように、保育所の食育においては、食に関する人的及び物的な保育環境の構成に配慮することが必要である。</p> <p>イ <u>保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</u></p> <p>食育は、幅広い分野にわたる取組が求められる上、<u>家庭の状況や生活の多様化といった食をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細かな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要である。</u>保育所においては、<u>保護者や地域の実情に応じて、市町村、小中学校等の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携、協働した取組が求められる。</u>また、食育の取組を実施するに当たって、<u>このような多様な関係者の協力を得るためには、市町村の支援の下に、日常的な連携が図られていることが大切である。</u></p>	<p>(3) 食育のための環境</p> <p>(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>保育所では、次の事項に留意して、保育所での人的・物的な環境の計画的な構成が望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることを育むこと。また、子どもの活動のバランスに配慮し、食欲を育むことができるようにするとともに、食と命の関わりなどを実感したり、体験したりできる環境を構成する。 ○情緒の安定のためにもゆとりある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル・椅子・食器・食具、また、調理室や保育室などの環境に配慮する。 ○子ども同士、保育士や栄養士・調理員など、また、保護者や地域の人々などと一緒に食べたり、食事をつくったりする中でも、子どもの人と関わる力が育まれるように環境を整える。

得られるよう努めること。」が新たに明記された。これは、保護者や地域の多様な関係者との交流を図ることは、2008（平成20）年改定保育所保育指針「第6章 保護者に対する支援」から、2017（平成29）年改定保育所保育指針「第4章 子育て支援」に章立てが変わったことから分かるように、保育所や家庭のみではなく、地域社会全体において子育てに取組、食育の推進のために積極的な地域活動の推進が重要であることが分かる。ここでは、生産から消費の過程における地域との行事等を含めた交流が考えられ、小中学校の教育機関との連携も明記された。このことは、幅広い年代とのかかわりを深めることで、食育のみならず、家庭の状況や生活が多様化している現代においては、地域社会とのつながりは子どもの成長には欠かせないことが分かる。

e. 「特別な配慮」に関する内容（表6）

特別な配慮を含めた子どもへの対応として、体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもへの適切な対応が記されている。食育の推進に当たって、全職員が配慮すべき事項についての理解を共有した上で、連携、協力して取り組むことの重要性が述べられ、必要に応じて指示を受ける機関として、2008（平成20）年改定保育所保育指針では、療育機関、医療機関等の専門職としていたが、平成29年改定保育所保育指針では、医療機関や児童発達支援センター等の専門職としている。2008（平成20）年改定保育所保育指針では、体調不良の子どもへの対応として、子どもの状態を見て、食事提供することが基本としてあるが、2017（平成29）年改定保育所保育指針では、より具体的に記されており、体調不良時や回復期等の脱水予防のための水分補給や、食材の選択、調理形態の工夫、保護者との相談が明記された。このことから、一人一人を丁寧に見ることや、体調不良の子どもへのより適切な対応が求められることが分かる。

食物アレルギーのある子どもへの対応としては、記載が詳細に記されるようになった。必要に応じて除去食を提供し、特に除去食については、専門医やかかりつけ医などの指導・指示が必要であることは変わらず、誤食などの事故防止に努めることであることを基本に、食物アレルギーのある子どもが安全・安心な生活が送れることが大切であり、医師との連携、協力に当たっては生活管理指導表を用いなければならないことが明記された。食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有すること、アナフィラキシーショックへの対応、エピペンの使用方法を含めて理解し、身につけることも明記された。さらに、食物アレルギーのある子ども及びその保護者への栄養指導や、地域の子どものその保護者も含めた食育の取組を通じて、食物アレルギーへの理解を深めていくことが求められるようになった。

障害のある子どもへの対応は個々への対応の重要性や、事故防止、他の子どもや保護者への理解も必要であることが示されており、内容に大きな変更点はない。療育機関から児童発達支援センターへの表現が変わったのみである。

表6 「特別な配慮」に関する新旧対照表

平成 29 年厚生労働省告示第 117 号 公示 平成 30 年 4 月 1 日より施行	平成 20 年厚生労働省告示第 141 号 公示 平成 21 年 4 月 1 日より施行
<p>ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>食育の推進に当たっては、全職員が食育の目標や内容、配慮すべき事項等について理解を共有した上で、連携、協力して取り組むことが重要である。特に栄養士等が配置されている場合には、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取方法、摂取量の指導に当たることが大切である。また、必要に応じて医療機関や児童発達支援センター等の専門職の指示や協力を受けることが重要である。</p>	<p>(4) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>全職員が連携・協力して食育の推進に当たりますが、特に栄養士が配置されている場合には、子どもの健康状態、発育・発達状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かして、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法、摂取量の指導に当たることが望まれます。また、必要に応じて療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けることが必要です。</p>
<p>①体調不良の子どもへの対応</p> <p>子どもの体調不良時や回復期等には、脱水予防のための水分補給に留意するとともに、一人一人の子どもの心身の状態と保育所の提供体制に応じて食材を選出し、調理形態を工夫して食事を提供するなど、保護者と相談し、また必要に応じて嘱託医やかかりつけ医の指導、指示に基づいて、適切に対応する。</p>	<p>①体調不良の子どもへの対応</p> <p>病気の始まりの状態、さらに病気の回復期等、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供は、病気の悪化を防ぐこと、病気の回復を早めること等の目的もあります。必要に応じて嘱託医やかかりつけ医の指導・指示により、食事を提供することが必要です。</p>
<p>②食物アレルギーのある子どもへの対応</p> <p>保育所における食物アレルギー対応は、安全、安心な生活を送ることができるよう、完全除去を基本として保育所全体で組織的に行う。限られた人材や資源を効率的に運用し、医師の診断及び指示に基づいて対応しなくてはならない。また、医師との連携、協力を当たっては、生活管理指導表を用いることが必須である。</p> <p>保育所では、栄養士配置の有無に関わらず、除去食品の誤配や誤食などの事故防止及び事故対策において、安全性を最優先として組織的に最善を尽くす必要があり、常に食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有していることが重要である。アナフィラキシーショックへの対応については、エピペンの使用方法を含めて理解し、身に付けておく必要がある。また、食物アレルギー症状を誘発するリスクの高い食物の少ない、又はそうした食物を使わない献立を作成するなど、様々な配慮や工夫を行うことが重要である。さらに、食物アレルギーのある子ども及びその保護者への栄養指導や、地域の子どものその保護者も含めた食育の取組を通じて、食物アレルギーへの理解を深めていくことが求められる。</p>	<p>②食物アレルギーのある子どもへの対応</p> <p>食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医や、かかりつけ医などの指導・指示が必要です。保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすことも考えられます。除去食等が提供される場合には、除去食品の誤食などの事故防止に努め、当該子どもだけでなく他の子どもや保護者にもその旨を理解してもらうことが必要です。</p>
<p>③障害のある子どもへの対応</p> <p>障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があります。食事の摂取に際して介助が必要な場合には、児童発達支援センター等や医療機関の専門職による指導、指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指の運動機能等の状態に応じた配慮が必要である。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければならない。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるように配慮が求められる。</p>	<p>③障害のある子ども</p> <p>障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があります。食事の摂取に際しても介助が必要な場合があります。療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要である。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければなりません。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるように配慮します。</p>

f. 「保護者への支援」に関する内容（表7）

保育所と家庭との連携の大切さ、保護者の保育参観、試食会等を通じて保護者の関心を促していくことは変わらない。2017（平成29）年改定保育所保育指針では、具体的内容が加えられている。保護者への関わり方として、一人一人の家庭での状況を把握しつつ、助言をしたり乳幼児期の食の大切さを伝えたり、食事サンプルの展示などがあげられた。さらに、季節の食材を使ったレシピや調理方法等、家庭における取組に役立つ情報提供も明記され、保護者同士の交流を図

表7 「保護者への支援」に関する新旧対照表

平成29年厚生労働省告示第117号 公示 平成30年4月1日より施行	平成20年厚生労働省告示第141号 公示 平成21年4月1日より施行
<p>④食を通した保護者への支援</p> <p>子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所だけでなく、家庭と連携して食育を進めていくことが大切である。保育所での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながる。家庭からの食に関する相談に対応できる体制を整え、助言や支援を行うことが重要である。</p> <p>具体的な取組の例としては、毎日の送迎時や連絡帳におけるやり取りなどを通じて、<u>一人一人の家庭での状況を把握しつつ、助言をしたり乳幼児期の食の大切さを伝えたりすること、食事のサンプル展示や、食事、おやつ</u>の時間を含めた保育参観や試食会等を通じて、子どもの食に対する保護者の関心を促していくことが考えられる。また、<u>季節の食材などを使ったレシピや調理方法等、家庭における取組に役立つ情報を提供したり、保護者の参加による調理実践行事などを実施したりして、保護者が子どもと共に食を楽しむよう支援していくことも大切である。</u>さらに、<u>保護者懇談会などを通して保護者同士の交流を図ることにより、家庭における食育の実践が広がることも期待できる。</u></p> <p>地域の子育て家庭においても、子どもの食に関する悩みが子育てに対する不安の一因となることは少なくない。そのため、食の観点から保護者が子どもについて理解を深め、子育ての不安が軽減されることを通して、家庭や地域における養育力の向上につなげていくことができるよう、保育所の調理室等を活用し、食に関する相談や支援を行うことも重要である。</p> <p>※食育の推進に当たっての参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所における食育に関する指針（平成16年3月29日付け雇児保発第0329001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知） ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月厚生労働省） ○保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月30日付け雇児保発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知） 	<p>④食を通した保護者への支援</p> <p>家庭と連携・協力して食育を進めていくことが大切です。保育所での子どもの食事の様子や、保育所が食育に関してどのように取り組んでいるのかを伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながります。家庭からの食生活に関する相談に応じたり、助言・支援を行います。</p> <p>具体的な取組としては、毎日の送迎時での助言、家庭への通信、日々の連絡帳、給食やおやつを含めた保育参観や試食会、保護者の参加による調理実践、行事などが考えられます。懇談会などを通して、保護者同士の交流を図ることにより、家庭での食育の実践がより広がることも期待できます。</p> <p>地域の子育て家庭において、子どもの食生活に関する悩み等が子育てで不安の一因となることもあります。食を通して子どもへの理解を深め、子育ての不安を軽減し、家庭や地域の養育力の向上につなげることができるよう保育所の調理室等を活用し、食生活に関する相談・支援を行うことも大切です。</p>

り、家庭における食育の実践が期待できるとしている。このことから、家庭における食育の基本が保育所の基盤になってきているとも言える。それゆえ、保育所の果たす食育の役割は大きく、保育士の範疇を超え、栄養士、調理師との連携のみならず、地域との関りをより一層深めなければならぬ現状が明らかとなった。

ま と め

2017（平成 29）年改定保育所保育指針においては、先に述べた改定の基本的方向の、「(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し」において、「子どもの健康支援や食育の推進に取り組むことが求められ、食物アレルギー疾患への対応や、保育中の事故防止等に関しては、危険な状態の回避に努めなければならないとし、2011（平成 23）年に発生した東日本大震災を経て、食育の推進や安全な保育環境の確保等を中心に記載内容を見直し、更なる充実を図った³⁾」としている。

食育の重要性の中でも「食を営む力」の育成が挙げられるが、近年、孤食や個食、濃食、粉食、小食等の様々な「こ食」があり、偏食や欠食など子どもだけでなく、大人の食に関する環境も変化している。「バランスがよい食事」を日々の給食の献立や遊びを通して伝え、食への興味関心を深めていくことが求められている。そこには、食事を楽しむこと、食事の楽しさや食への興味を深める経験ができるようにすることが大切である。栄養士の配置の園では、乳児期から好ましい食事習慣や態度が身につくように園生活を実施し、0歳から6歳までの縦断的な食育計画を立て、保護者への栄養指導等を含め、専門性を生かす対応が求められている。体験的な食育として、野菜の栽培や、食品が食卓に並ぶまでを知ることで食材への親しみや調理する人への感謝の気持ちが芽生えるように活動を取り入れることの重要性が挙げられる。さらに食物アレルギー等、個々への配慮を十分に行い、誤食・誤飲がないように努めることは言うまでもない。

保育者の立場から、食育を保育内容に取り入れ計画する際には、かなりの知識が必要あることが分かった。食物アレルギーへの対応はもちろんのこと、個々の子どもへの対応がより一層重要になったと言える。さらに、保護者支援に関しては今後の課題が大きい。

保育所だけでなく、高等学校までの教育機関において、「食育」に関する内容を、系統立てて、教育できるような連携をしていかなければならない。「食を営む力」は短期間の教育では身につけることができない。楽しく食べる食育から自立した食生活の営みにつなげられるような一貫性のある取り組みが必要である。今後は、どのような取り組みができるのかを検討していきたい。

引用文献

- 1) 「保育所保育指針解説」フレーベル館, 平成 30 年 3 月, 厚生労働省編, p. 2
- 2) 前記載 1), p. 2
- 3) 前記載 1), p. 5

参考文献

- (1) 酒井治子, 「改定「保育所保育指針」の解説——子育て・子育て支援の視点からの食育——」日本栄養士会雑誌, 第 51 巻, 第 9 号, 2008 年, p. 20~31
- (2) 余公敏子, 「保育所保育指針の変遷と保育課程に関する考察」九州大学大学院教育学コース院生論文集, 第 11 号, 2011 年, p. 41~57
- (3) 古郡曜子, 「子育て支援から考える食育の視点——保育者として——」北海道文教大学研究紀要, 第 34 号, 2010 年, p. 17~23
- (4) 小山優子, 「平成 29 年告示「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」の改訂点」島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要, 第 57 号, 2018 年, p. 1~10
- (5) 「保育所保育指針解説」, フレーベル館, 平成 30 年 3 月, 厚生労働省 編
- (6) 「保育所保育指針解説」, フレーベル館, 平成 20 年 4 月, 厚生労働省 編
- (7) 汐見稔幸・武藤隆 (監修), 「平成 30 年施行 保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説とポイント」ミネルヴァ書房, 2018 年
- (8) 小学校学習指導要領解説 第一章総則, 文部科学省, 2017 年

(提出日 2018 年 9 月 27 日)